

**令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業  
業務委託先募集要項**

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う「令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業」について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者による業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 委託事業名

令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業

3 委託期間

契約日から令和9年3月19日まで

4 契約限度額

38,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

「令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業業務委託に係る仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）」のとおり。

6 企画提案書を提出するために必要な要件

別紙1「仕様書」の「4実施団体」の要件を満たす団体であって、団体の構成員すべてが次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」

という。)

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

## 7 応募方法等

### (1) スケジュール

令和8年2月26日（木）	公告
令和8年3月12日（木）まで	質問書の提出期限
令和8年3月16日（月）まで	質問に対する回答
令和8年3月18日（水）正午まで	企画提案書の提出期限
令和8年3月24日（火）	選定結果の通知（予定）

### (2) 募集する企画提案の内容等

#### ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案に当たっては、上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加えること。
- (イ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

#### イ 企画提案書について

##### (ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書は様式2に記載の各項目を網羅した内容とすること。
- b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で実施運営していくのかについて、図表等を用いてわかりやすく表現すること。

##### (イ) 留意事項等

- a 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- b 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

- c 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) その他
  - a 企画提案書作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

### (3) 質問

仕様書等について質問がある場合は、質問書（様式5）により、Eメール又はFAXで提出すること。

#### ア 受付期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月12日（木）まで

#### イ 提出先

Eメール arts@pref.shizuoka.lg.jp

FAX 054-221-2827

#### ウ 回答方法

回答はメールにて令和8年3月16日（月）までに伝達する。

### (4) 企画提案書等の提出方法等

#### ア 提出書類

誓約書（様式1）、企画提案書（様式2）、業務実績表（様式3）、見積書（任意様式）、収支予算書（様式4）、団体の会則案（任意様式）

##### (ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

##### (イ) 業務実績表作成上の注意

実施団体の構成員が過去5年以内に受託（実施）した県又は県が出資する法人等のイベントの開催に係る企画業務等について、団体名又は構成員名、当該業務名、契約金額、実施年度及び業務概要を記載すること。

##### (ウ) 会則案作成上の注意

団体名、構成員、役員、運営方法等、団体の概要がわかる会則案を示すこと。ただし、会則案が間に合わない場合は会則案骨子でも良いものとする。

#### イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、締切最終日は正午までとする）。また、紙媒体の提出のほか、提出書類をPDFファイル形式で提出すること。

ウ 提出期限

令和8年3月18日（水）正午まで（必着）

エ 提出部数

下記提出先に紙媒体で6部送付すること。

併せて、提出書類一式をPDFファイル形式にし、下記アドレスあてに提出すること。

オ 提出先

郵送先 静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

Eメール arts@pref.shizuoka.lg.jp

## 8 委託先の選定方法

### (1) 選定方法

「令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業業務委託先選定委員会」が、提出された企画提案書の内容を書面にて総合的に評価する。なお、採択は1団体とする。

### (2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和8年3月24日（火）（予定）までに、全ての企画提案者にEメールにより通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件（契約内容等）などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

### (3) 選定基準

「令和8年度地域資源を活用した文化芸術体験活性化事業業務委託先選定基準（別紙2）」のとおり。

## 9 その他

(1) 本事業は、内閣府の『地域未来交付金（地域未来推進型）』の国庫補助を受けて実施する事業であるため次の点に留意すること。

ア 本事業の実施は、上記国庫補助の採択を条件とする。

イ 関係書類の整備、保管を確実に実施すること。

ウ 事業の実施状況や実績について、国の検査対象となること。

(2) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。

(3) 委託先候補者選定後、選定された企画提案の内容をもとに、委託者と協議の

上、契約限度額の範囲内で実施内容を決定し、契約を締結する。

(4) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(6) 提出された応募書類は返却しない。

## 10 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

電話：054-221-2252

FAX：054-221-2827

E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp